

その他のご案内

病院案内は

(テレホンサービス)

027-325-0011

医療機関を検索できる情報サイト



(群馬県医療・薬局機能情報提供システム)

こどもの救急相談は

群馬こども救急相談

#8000

法律相談は

法テラス群馬

0503383-5399



高崎市保健所

保健医療総務課

医事薬事担当

〒370-0829

群馬県高崎市高松町5番地28

TEL:027-381-6111

FAX:027-381-6124

高崎市保健所

医療安全相談窓口

ご案内

電話相談

027-381-6118

月曜日から金曜日
(休庁日を除く)

午前9時から午後5時まで

こんなときにご相談ください

- 医療に関して問い合わせたい
- 医師が十分に説明してくれない
- 医師に相談しづらい疑問や不安がある
- 医療機関職員の対応が気になる
- 近所の医療機関を教えてください

※ 相談は、原則として高崎市内に所在する医療機関で行われている医療全般が対象です。

※ 医療費や法律相談等、専門機関の対応が必要な場合は、関係機関をご案内することがあります。



上手な医師のかかり方 10か条

- ・ 伝えたいことはメモして準備
- ・ 対話の始まりは挨拶から
- ・ より良い関係作りはあなたにも責任がある
- ・ 自覚症状と病歴はあなたを伝える大切な情報
- ・ これからの見通しを聞きましょう
- ・ その後の変化も伝える努力を
- ・ 大事なことはメモをとって確認
- ・ 納得できないときは何度でも質問
- ・ 治療効果をあげたため、お互いに理解が必要
- ・ よく相談し、治療方法を決めましょう



ご相談時の注意事項

- ・ 医療機関とのトラブルは、まず当事者間の話し合いが原則です
- ・ ご相談の内容によっては、専門機関をご紹介します
- ・ 医療行為における過失や因果関係の有無、診療内容の是非等の判定は行えません
- ・ 医療機関との紛争に対する法的な仲裁は行えません
- ・ 相談現在の症状に関する診断は行えません
- ・ 医療費(診療報酬)に関する疑問は、まず医療機関にお尋ねください

相談方法

- ・ 面談 (来庁)
- ・ 電話、ファックス
- ・ 郵便 (電話連絡先が必要です)

